

## 鶴ヶ谷保育園の園児のみなさんが、 野田の玉川の美化ポスターを作ってくれました。



野田の玉川（多賀城市留ヶ谷三丁目）

野田の玉川付近を散歩している時、ゴミが落ちていることに気づいた鶴ヶ谷保育園の園児のみなさんが、「野田の玉川をきれいにしたい！」という思いから美化ポスターを作ってくれました。ポスターは、野田の玉川沿いに掲示していますので、ぜひご覧ください。

引き続き、川がきれいになるようご協力をお願いします。

# 第64回水道週間

## ～大切な水と一緒に暮らす日々～

6月1日から7日は水道週間です!

水道週間は、水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、1959年に厚生省（現在の厚生労働省）が制定したもので、毎年6月1日から7日まで実施されます。

今年の第64回水道週間のスローガンは、「大切な水と一緒に暮らす日々」です。

今回は、日々の生活の中で触れる水道水について紹介します!

多賀城市上下水道部マスコットキャラクター



JYOくん

TAGAちゃん

### 水道水はどのくらい使われているの?

現在、日本で一人が1日に使う水の量は、平均で300Lと言われています。これは、500mlのペットボトル600本分になります!

飲料水、お風呂、洗い物、洗濯、トイレなど、日常生活の中で水道水を使う場面は数多くあります。



### 水道水で手を洗おう!

水道水による手洗いやうがいには、感染症の予防に高い効果を発揮します。家に帰ってきたときや食事の前、調理の前後など小まめに手を洗いましょう! 洗い終わった後は、清潔なタオルでよくふき取ることも大切です。



### 水道水を飲もう!

成人した人間のからだの約60%は水分で出来ており、1日に約1.2Lの水を飲むことが推奨されています。

多賀城市で供給している水道水は、51項目の検査をクリアした、そのまま飲める安全な水です。水道水で水分補給をしましょう!



## SNS

多賀城市上下水道部のSNS(Twitter、Facebook)で、水道週間期間中、毎日水道に関する特集記事を掲載します。

SNSでは、水道週間期間以外も、多賀城市の水道を利用している方へのお知らせや、暮らしに役立つ情報、水にまつわる豆知識などを発信していますので、ぜひご覧ください。

Twitter

@tagajozyougesui



Facebook

@tagajozyougesuidou



企業経営課料金業務係 内線771～773

# 「雨水ポンプ場」ってどんな施設？

雨水ポンプ場は、台風や大雨の時に雨水を素早く汲み上げ、川や海へ放流することで、街を浸水から守ってくれるとても大切な施設です。多賀城市には6か所の雨水ポンプ場があり、ポンプ場の運営管理は、民間の事業者へ委託しています。

今回は、多賀城市鶴ヶ谷一丁目にある「中央雨水ポンプ場」で働く監視員さんに、ポンプ場のことや仕事内容について教えていただきました！



ここが管理室です。この機械から、いつでも施設の状態を確認することができます。

これが雨水ポンプです！  
中央雨水ポンプ場には10台のポンプがあり、すべて稼働させると1分間に2,205m<sup>3</sup>の雨水を排水できます。



この四角い機械で、手動でポンプを操作することができます。実際に操作する様子を見せてもらいました！

**A**

大雨を無事に乗り切ることができた時です。機械の運転は自動で行うことができますようになっていますが、人の手で操作し動かすこともあります。機械の操作は慎重に行うため緊張しますが、水害が起こることなく大雨が過ぎた後は、達成感もありますし、ほっとした気持ちになります。

**Q**

働いていて、やりがいを感じるのはどんな時でしょうか。

**A**

安全管理の徹底です。5月から10月までの雨の多い時期は、いつ大雨が降っても対処できるように24時間ポンプ場に人がいる状態を保っています。また、いざ雨が降りポンプを稼働させる時にポンプが正常に動くよう、設備の点検は毎日時間をかけて行っています。

**Q**

仕事中に心掛けていることはありますか？

## 監視員さんにインタビュー



## 中央雨水ポンプ場について

中央雨水ポンプ場は、国道45号沿いの冠水対策のため、宮城県が都市下水路として排水ポンプ3台を設置したのが始まりです。昭和45年に完成し、宮城県より引き継ぎました。

ポンプ台数：10台

排水能力：約2,205立方メートル/分

口径400ミリメートル 3台 (18.9立方メートル/分・台)

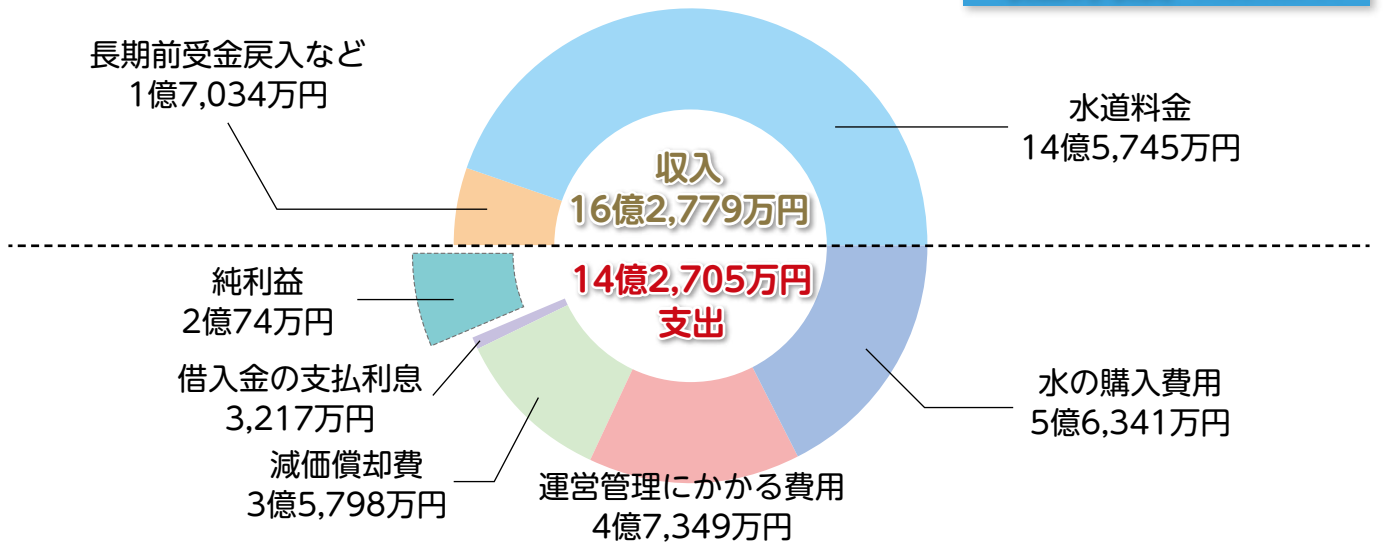
口径1,500ミリメートル 7台 (306.9立方メートル/分・台)



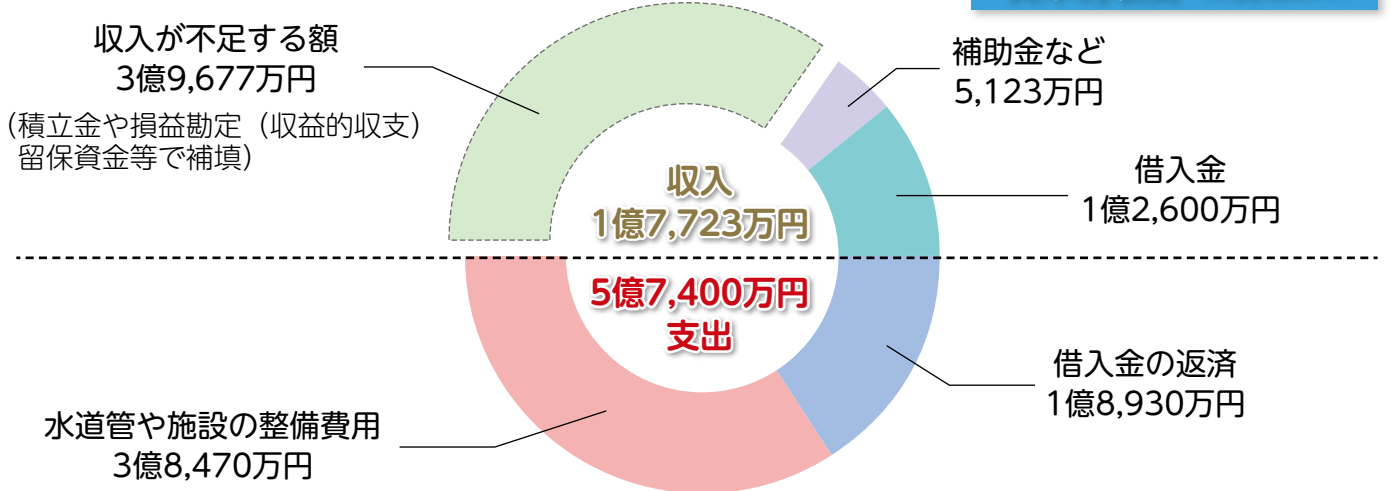
中央雨水ポンプ場 (多賀城市鶴ヶ谷一丁目)

# 令和4年度 多賀城市水道事業の当初予算

## 収益的収支 (消費税抜き)



## 資本的収支 (消費税込み)



### 収益的収支 (消費税抜き)

#### 水道水の供給をするための予算

予算の主な使い道

- ・ 仙台市や宮城県 (仙南仙塩広域水道) からの水道水の購入
- ・ 配水池や配水管の維持管理及び修理
- ・ 水道水の水質検査

など

### 資本的収支 (消費税込み)

#### 水道管の布設や施設の整備をするための予算

予算の主な使い道

- ・ 水道管の耐震化 (地震に強い水道管へ布設替え)
- ・ 水道水を安定的に供給するための機械設備などの更新
- ・ 施設整備のために借りた企業債の償還

など

## 令和4年度の主な事業

### ○末の松山浄水場動力制御盤等更新工事

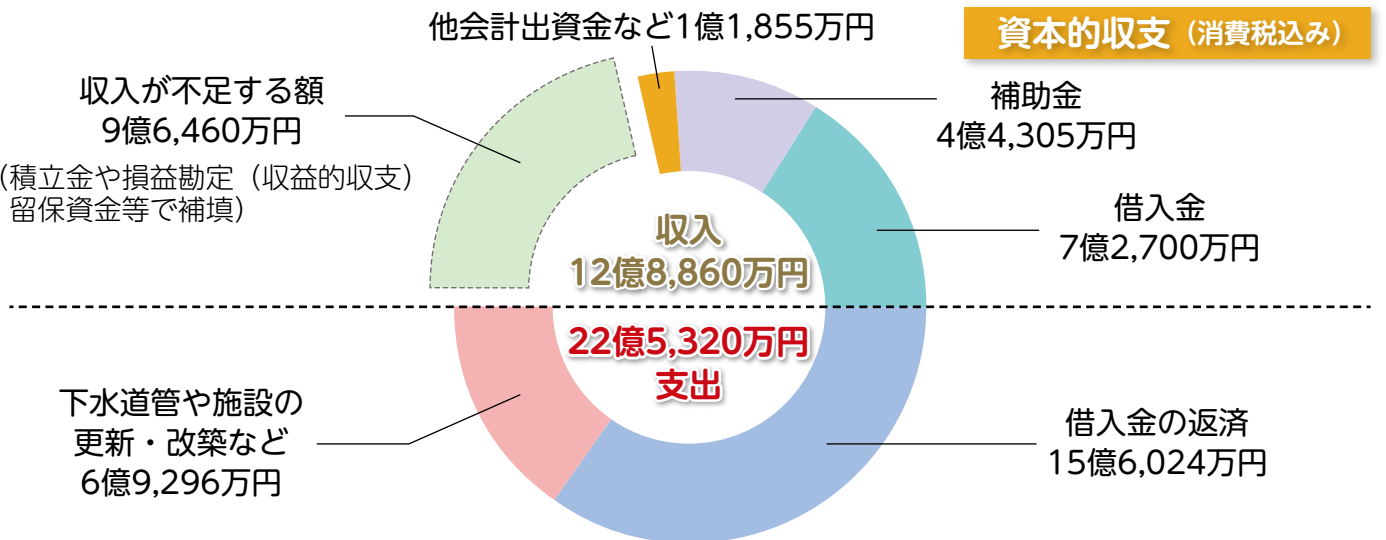
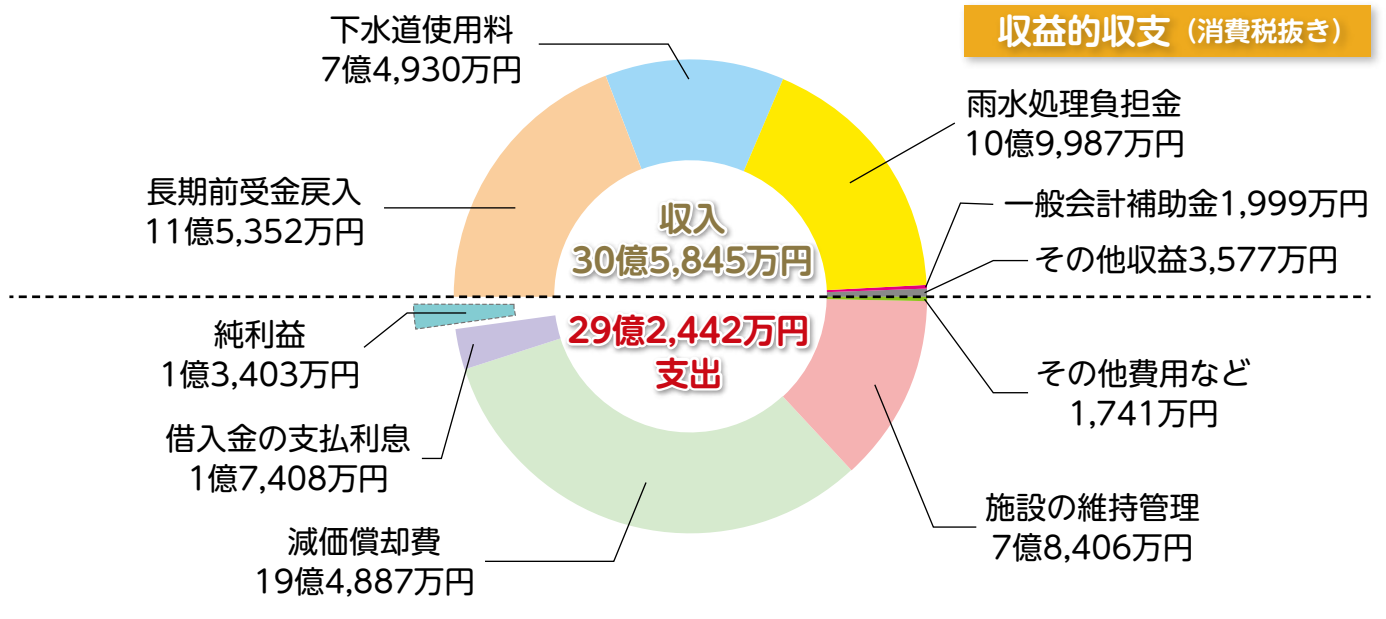
安定的に水道を供給するため、老朽化した制御盤 (ポンプ設備などの機械に電気を供給するブレーカーなどを納めたもの) を更新する工事です。

また、ポンプやモーターなどの電動機や減圧弁類の機械を制御・操作し、異常時に保護するため各種電気機器を納めた制御盤も定期的に交換します。



末の松山浄水場 (多賀城市八幡二丁目)

# 令和4年度 多賀城市下水道事業の当初予算



**収益的収支 (消費税抜き)**  
雨水や汚水の処理をするための予算

予算の主な使い道

- 宮城県が運営する仙塩浄化センターへの汚水処理負担金
- 水路や雨水ポンプ場の維持管理
- 汚水管の点検や修理

など

**資本的収支 (消費税込み)**  
下水道管の布設や施設の更新・改築をするための予算

予算の主な使い道

- 古い汚水管の布設替え
- 水害対策のための水路整備や雨水ポンプ設備などの更新
- 施設整備のために借りた企業債の償還

など

**令和4年度の主な事業**

○中央雨水ポンプ場除塵機設備等改築工事

中央雨水ポンプ場の老朽化した除塵機設備 (水路等から漂流してくるゴミなどを除却する設備) などを改装する工事です。

中央雨水ポンプ場の除塵機設備

## 口座振替をぜひご利用ください。

水道料金等の支払い方法には、口座振替と納付書での支払いの2種類があります。口座振替は支払いの手間がなく、大変便利です。

納付書でお支払いの方は、ぜひ口座振替への切り替えをご検討ください。

### 口座振替の申し込み方法

#### ●郵送で

多賀城市水道お客さまセンターへ連絡いただくと、ご自宅へ申し込み用紙と返信用封筒を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、ポストへ投函してください。

#### ●窓口で

指定用紙の受取が可能な窓口は、下記のとおりです。

- ・多賀城市水道お客さまセンター（中央二丁目25番7号 上下水道部庁舎1階）
- ・市公金収納窓口(中央二丁目1番1号 多賀城市役所1階)
- ・取扱金融機関

多賀城市水道お客さまセンター 022-368-3111

## 多賀城市では、浸水被害を軽減するため、「雨水貯留タンク」や「雨水浸透ます」の設置費用の一部を助成しています。

- 1 助成対象者 市内で、雨水貯留タンクまたは雨水浸透ますを設置する市民や法人事業者など
- 2 助成対象地区 市内全域（雨水浸透ますについては、浸透適地に該当する地区）
- 3 助成受付期間 令和4年6月1日(水)から令和5年1月13日(金)まで  
(令和5年2月28日(火)まで工事完了ができるもの)
- 4 助成対象となる「雨水貯留タンク」
  - ・雨水を貯留するために作られ、一般的に販売されているもの
  - ・貯留量の総量が120リットル以上のもの
  - ・建物の雨どいから接続でき、耐久性のあるもの
- 5 助成対象となる「雨水浸透ます」
  - ・建物の雨どいなどから直接接続し、市が指定する設置改良が可能であるもの
  - ・浸透能力が500リットル以上で、市で定める規格以上のもの
- 6 必要書類 ①設置場所の位置図 ②構造図 ③設置費用を証明する書類  
④市県民税を滞納していないことを証明する書類（令和3年度分）
- 7 補助金額 設置費用の3分の2に相当する額で、限度額は4万円（消費税及び配送費を含む）  
雨水貯留タンク…本体及び付属材料の合計額  
雨水浸透ます……本体及び設置費用の合計額

雨水貯水タンクの設置例



※設置後5年間は、撤去できません。ただし、やむを得ない理由があると認められるときは、期間を短縮することができます。

※設置後の申請はできませんので、事前にお問い合わせください。

※設置の際は転倒防止策を十分に講じてください。

施設整備課給排水係 内線725～728

## 水道料金等の支払いに、「auPAY」と「FamiPay」が新たに使えるようになりました。

【現在利用できるスマホ決済アプリ】  
(全5種類)



### ＜ご利用方法＞

お使いのスマートフォンにアプリをダウンロードし、毎月お送りする納入通知書に印字されているバーコードをアプリで読み取ることでお支払いができます。

詳しいご利用方法や利用上の注意については、各スマートフォン決済事業者のホームページをご覧ください。  
(※スマホ決済でお支払いいただいた場合、領収書は発行されませんのでご注意ください。)

多賀城市水道お客さまセンター 022-368-3111